

第3 県債及び一時借入金の状況(普通会計)

県債は、県が建設事業や災害復旧事業を行うなど、一時に多額の資金を必要とする場合、国等から長期に借り入れる資金であり、後年度に償還計画に基づき返還していくものです。

1 県債年度末現在高

県債の令和元年度末現在高は、普通会計では、約1兆4,175億円で、これは前年度に比べ122億円、0.9%増加しています。

これを事業別にみると、その主なものとして、国の補助金等を受けて行う公共事業の財源として借り入れる「公共事業等債」が24.2%を占めていることがわかります。

県債の借入先及び利率をみると、借入先は、その主なものとして政府資金が18.5%、市中銀行が50.3%となっており、利率別では、利率1%以下のものが80.1%、利率2%以下のものが99.0%を占めています。

次に、県債年度末現在高と県債依存度（歳入総額に占める県債発行額の割合）の推移をみると、県債年度末現在高（NTT債除く）は、平成22年度末に約1兆1,920億円であったのが、令和元年度末には約1兆4,175億円となり、平成22年度末現在高の約1.2倍になっています。

一方、県債依存度は、平成25年度から平成30年度にかけて減少傾向でしたが、令和元年度は減収補てん債の発行額が皆増（160億円）となったことなどにより、17.4%に増加しています。

令和元年度における県債の年度末現在高（普通会計）

(ア) 事業別

(単位：百万円)

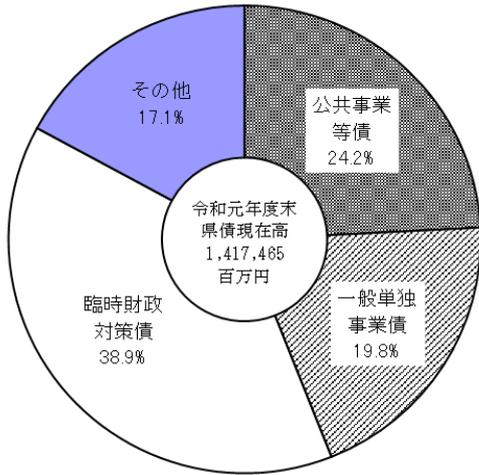
(イ) 借入先別及び利率別

(単位：百万円)

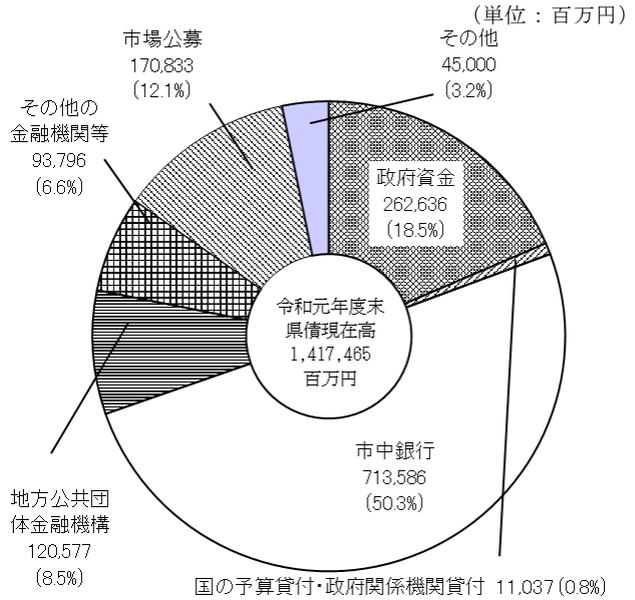
区 分	現 在 高	左の利率別内訳						
		1.0%以下	2.0%以下	3.0%以下	4.0%以下	5.0%以下	6.0%以下	7.0%以下
公 共 事 業 等 債	342,972							
一 般 単 独 事 業 債	280,947							
公 営 住 宅 建 設 事 業 債	1,239							
災 害 復 旧 事 業 債	24,817							
首 都 圏 等 整 備 事 業 債	1,028							
厚 生 福 祉 施 設 整 備 事 業 債	167							
教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業 債	14,091							
退 職 手 当 債	26,239							
減 税 補 て ん 債 ・ 減 収 補 て ん 債	71,535							
臨 時 財 政 対 策 債	551,084							
そ の 他	103,345							
合 計	1,417,465							
借入先	現在高	1.0%以下	2.0%以下	3.0%以下	4.0%以下	5.0%以下	6.0%以下	7.0%以下
政府資金	262,636	146,601	106,929	8,270	498	189	53	95
財政融資資金	259,273	146,248	104,463	7,737	487	189	53	95
旧郵政公社資金	3,363	353	2,466	533	11			
国の予算貸付・政府関係機関貸付	11,037	10,100	528	206	162	41		
市中銀行	713,586	647,379	66,208					
地方公共団体金融機関	120,577	73,518	44,672	1,470	815	102		
その他の金融機関	93,796	66,575	24,939	2,281				
市場公募債	170,833	145,833	25,000					
その他	45,000	45,000						
合計	1,417,465	1,135,007	268,277	12,227	1,475	331	53	95

(四捨五入のため合計に合わない場合があります。)

県債事業別現在高構成図（普通会計）



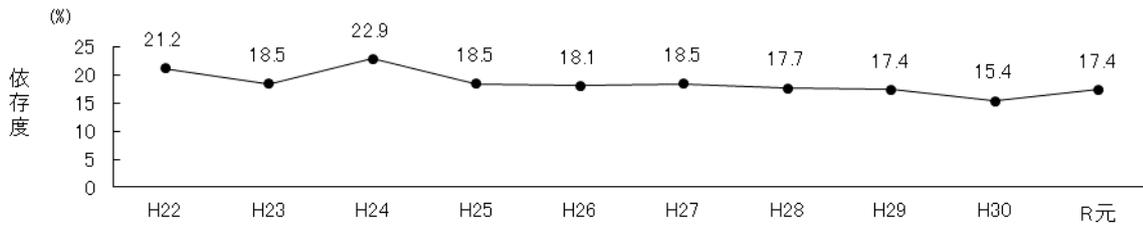
県債借入先別構成図（普通会計）



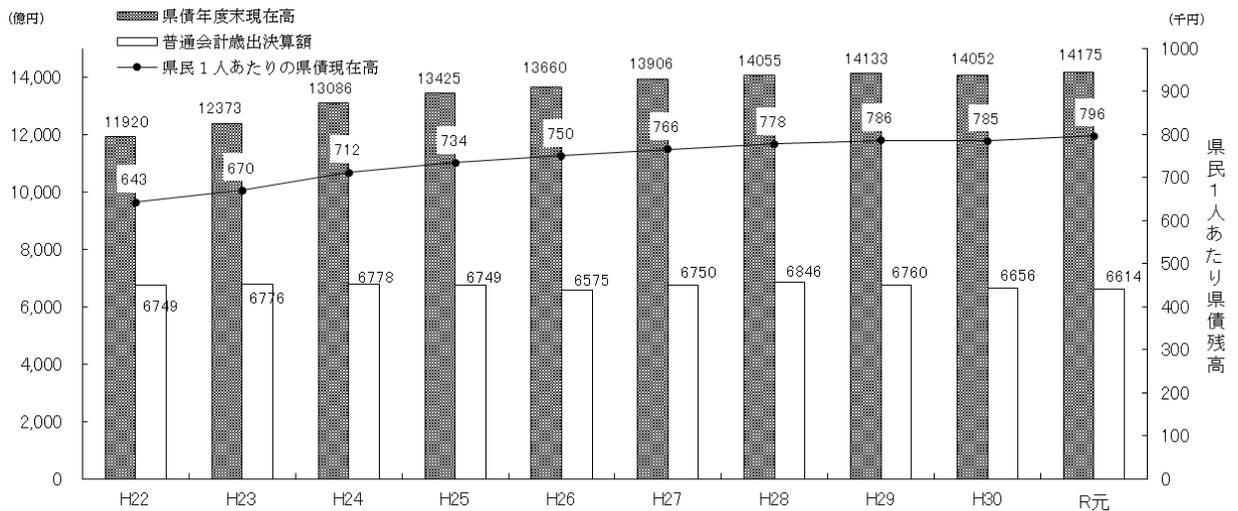
(四捨五入のため、合計に合わない場合があります。)

県債依存度と県債年度末現在高の推移（普通会計）

(ア) 県債依存度



(イ) 県債年度末現在高の推移



2 一時借入金

一時借入金は、予算執行にあたって歳計現金（一会計年度における一切の収入または支出に係る現金のこと）の資金繰りに不足を生じた場合、一時的に予算に定められた範囲内で市中銀行から借り入れるものです。

なお、資金繰りの必要から、令和元年度においては最大で約 262 億円の借入を行いました。全額年度内に償還しています。

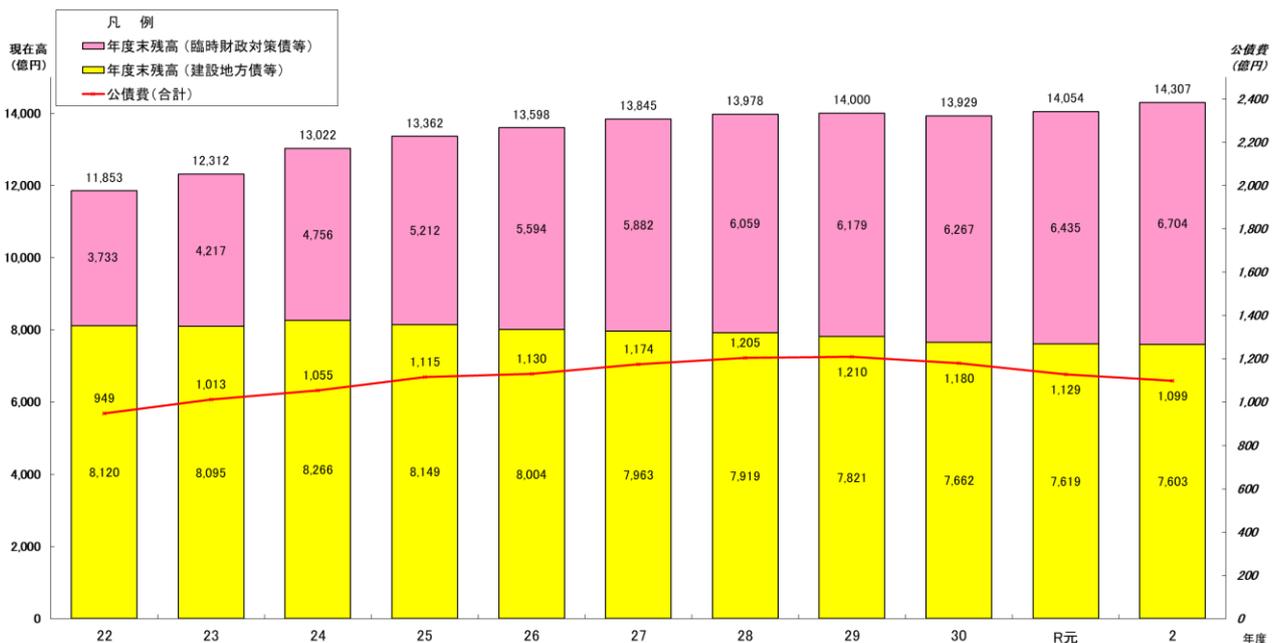
3 公債費・県債残高の推移(一般会計及び県債管理特別会計)

令和2年度までの県債残高の推移については、下表のとおりです。

県債残高については、建設地方債等と臨時財政対策債等の残高に区分し表示しています。建設地方債は公共事業等の建設事業実施に伴い発行するもので、その残高については、三重県行財政改革取組において県債残高の減少に取り組んだ結果、平成25年度以降は減少傾向となっています。

臨時財政対策債は、本来、地方交付税で地方に交付されるべき金額について県債を発行するものですが、後年度の元利償還金に対し地方交付税が交付されるため、実質的には国から交付される地方交付税と同様で、将来世代の県民の負担増につながるものではありません。

公債費・県債残高の推移(一般会計及び県債管理特別会計)



- 注) 1. 年度末現在高は、令和元年度までは決算額、令和2年度は9月補正後予算額に年度内補正見込額を加算した額です。
2. 臨時財政対策債等は、国の地方財政対策により決定される臨時財政対策債や災害に対応するための災害復旧事業債等、発行について県に裁量の余地のないものです。令和2年度以降は、国の「防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策」等に係るものを含みます。
3. 公債費は、みえ地域コミュニティ応援ファンド及びみえ農商工連携推進ファンドの解体に伴い発生する国の予算等貸付金債の償還金(H29:8億円、H30:32億円、R元:20億円)を除いた数値です。

